

きゅう ゆう せい ほ ご ほう
旧優生保護法 による

こ
子ども が できなくなる

しゅ じゅつ ひ と
手術 などを 受けた 人 へ

かね
お金 を 受けとる こと が できます。

きゅうゆうせい ほ ご ほういち じ ぎん しきゅうほう
旧優生保護法一時金支給法 について

へいせい ねん がつ きゅうゆうせい ほ ご ほういち じ ぎん しきゅうほう ほうりつ
平成 31年 4月 に「旧優生保護法一時金支給法」という 法律 が できました。

この ほうりつ には ほんにん き も き
この 法律 には 本人 の 気持ち も 聞かれる ことなく

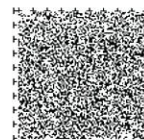
こ しゅじゅつ
子ども が できなくなる 手術 などを 受け

からだ や こころ おお くる いた
からだ や 心 に 大きな 苦しみ や 痛み を 受けた こと について

おわび すると かいて あります。

この ほうりつ は こ しゅじゅつ ひ と
この 法律 は 子ども が できなくなる 手術 などを 受けた 人 に

かね はら
お金 を 払う こと を さだめて います。



お^{かね}金をうけとること^ができる 人^{ひと}はどのような人^{ひと}ですか？

昭和^{しょうわ} 23年^{ねん} 9月^{がつ} 11日^{にち} から 平成^{へいせい} 8年^{ねん} 9月^{がつ} 25日^{にち} の間^{あいだ}に

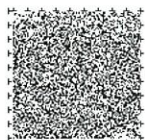
- 子^こどもが^ができなくなる^る手術^{しゅじゅつ}を^をうけた^た人^{ひと}
- 子^こどもが^ができなくなる^るように^{よう}に放射線^{ほうしゃせん}をあて^あられた^ら人^{ひと}です。

うけとるお^{かね}金は^はいくら^ですか？

ひと^{ひとり}り 320万^{まん}円^{えん} です。

いつまで^て手^て続^{つづ}き^ができ^ますか？

令和^{れいわ} 6年^{ねん} の 4月^{がつ} 23日^{にち} まで^{まで} です。



お^{かね}金 を うけとる 手^て続^{つづ}きの 方^{ほう}法^{ほう} が
わ^{わか}ら^らな^なか^かつ^つた^たり 相^{そう}談^{だん} し^した^たい 人^{ひと} は
住^すん^んで^でい^いる 都^と道^{どう}府^ふ県^{けん} や 厚^{こう}生^{せい}労^{ろう}働^{どう}省^{しょう} の 窓^{まど}口^{ぐち} に
相^{そう}談^{だん} し^しま^まし^しょう^う。

● 都^と道^{どう}府^ふ県^{けん} の 窓^{まど}口^{ぐち} は **次^{つぎ}の ページ** に あり^あり^ます^す。

● 厚^{こう}生^{せい}労^{ろう}働^{どう}省^{しょう} の 窓^{まど}口^{ぐち}

☎ 電^{でん}話^わ番^{ばん}号^{ごう} 03-3595-2575 ☎ FAX 03-3595-2753

✉ メールアドレス ichijikin@mhlw.go.jp

🕒 受^う付^け時^じ間^{かん} 9:30~18:00 (月^げ曜^つ日^び から 金^{きん}曜^{よう}日^び。土^ど日^{にち}祝^{しゆく}日^{じつ} 年^{ねん}末^{まつ}年^{ねん}始^し を 除^{のぞ}く。)

お^{かね}金 を うけとる た^ため^め の 方^{ほう}法^{ほう}



① 請^{せい}求^{きゆう}書^{しよ} を か^かき^きま^ます

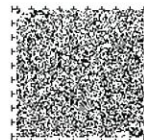
(請^{せい}求^{きゆう}書^{しよ} の か^かき^き方^{かた} が わ^{わか}ら^らな^なか^かつ^つた^たら 都^と道^{どう}府^ふ県^{けん} の 窓^{まど}口^{ぐち} に 相^{そう}談^{だん} で^でき^きま^ます)

② 手^て続^{つづ}き に 必^{ひつ}要^{よう} な 資^し料^{りょう} (手^{しゆ}術^{じゆつ} を う^うけ^けた こ^こと が わ^{わか}る 診^{しん}断^{だん}書^{しよ} や 住^{じゆう}民^{みん}票^{びよう} や

障^{しょう}害^{がい}者^{しゃ}手^て帳^{ちよう} の コ^こピー など) を 手^て に い^いれ^れま^ます

③ 住^すん^んで^でい^いる 都^と道^{どう}府^ふ県^{けん} の 窓^{まど}口^{ぐち} に ① の 請^{せい}求^{きゆう}書^{しよ} ② の 資^し料^{りょう} を 出^だし^しま^ます

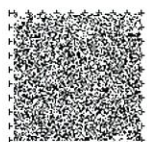
(郵^{ゆう}便^{びん} で お^おく^くる こ^こと も で^でき^きま^ます)



と どう ふ け ん ま ど く ち 都道府県の窓口

れい わ ん がつ か げんざい
令和 2年 1月 6日 現在

都道府県	窓口	電話・FAX・メールアドレス・ホームページ
北海道	旧優生保護法に関する相談支援センター	電話 0120-031-711 (専用) FAX 011-232-4240 hofuku.kodomo1@pref.hokkaido.lg.jp
青森県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 017-734-9056 (専用) FAX 017-734-8091 kyuyuseihogoho-sodan@pref.aomori.lg.jp
岩手県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口、県保健所	電話 019-624-6015 (専用) FAX 019-629-5464 AD0007@pref.iwate.jp
宮城県	宮城県旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 022-211-2322 (専用) FAX 022-211-2591 kodomoj@pref.miyagi.lg.jp
秋田県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 018-860-1431 (専用) FAX 018-860-3821 hoken@pref.akita.lg.jp
山形県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 023-630-2459 (専用) FAX 023-625-4294 yusei@pref.yamagata.jp
福島県	旧優生保護法に関する相談窓口	電話 024-521-8294 (専用) FAX 024-521-7747 kosodate@pref.fukushima.lg.jp
茨城県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 029-301-3270 (専用) FAX 029-301-3264 shoutai1@pref.ibaraki.lg.jp
栃木県	旧優生保護法関係相談窓口	電話 028-623-3064 FAX 028-623-3070 boshihoken@pref.tochigi.lg.jp
群馬県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 027-226-2606 FAX 027-223-6526 jidouka@pref.gunma.lg.jp
埼玉県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 048-831-2777 (専用) FAX 048-830-4804 a3570-12@pref.saitama.lg.jp
千葉県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 043-223-2332 (児童家庭課)のほかに県内各健康福祉センター FAX 043-224-4085 https://www.pref.chiba.lg.jp/jika/boshi/yuseihogo/toiawase.html
東京都	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 03-5320-4206 (専用) FAX 03-5388-1401 S0410109@section.metro.tokyo.jp
神奈川県	旧優生保護法に関する一時金支給受付・相談窓口	電話 045-663-1250 (専用)、045-210-4727 FAX 045-210-8860 https://shinsei.e.kanagawa.lg.jp/kanagawa/uketsuke/dform.do?acs=5F1383
新潟県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 025-280-5197 FAX 025-285-8757 ngt040240@pref.niigata.lg.jp
富山県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 076-444-3525 (専用) FAX 076-444-3496 akenko@pref.toyama.lg.jp
石川県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 076-225-1495 (専用)のほかに県内各保健福祉センター FAX 076-225-1423 yuuseihogo@pref.ishikawa.lg.jp
福井県	健康福祉部子ども家庭課、県内各健康福祉センター	電話 0776-20-0341 (子ども家庭課)のほかに県内各健康福祉センター FAX 0776-20-0640 (子ども家庭課)のほかに県内各健康福祉センター kodomo@pref.fukui.lg.jp
山梨県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 055-223-1360 (専用) FAX 055-223-1475 kosodate@pref.yamanashi.lg.jp
長野県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 026-235-7143 (専用) FAX 026-235-7170 boshi-shika@pref.nagano.lg.jp
岐阜県	旧優生保護法一時金支給受付・相談窓口	電話 058-272-0877 (専用) FAX 058-278-3518 yusei-sodan@govt.pref.gifu.jp
静岡県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 054-221-3157 (専用) FAX 054-221-3521 kokatei@pref.shizuoka.lg.jp
愛知県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 052-954-6009 (専用) FAX 052-954-6920 kokoro@pref.aichi.lg.jp https://www.pref.aichi.jp/soshiki/imu/yuusei-ichijikin.html
三重県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 059-224-2260 (専用) FAX 059-224-2270 kodomok@pref.mie.lg.jp
滋賀県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 077-528-3653 FAX 077-528-4857 eg0002@pref.shiga.lg.jp
京都府	京都府旧優生保護法一時金相談ダイヤル	電話 075-451-7100 (専用) FAX 075-414-4586 kyuhou-ichijikin@pref.kyoto.lg.jp
大阪府	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 06-6944-8196 (専用) FAX 06-6910-6610 ysoudan@gbox.pref.osaka.lg.jp
兵庫県	旧優生保護法専用相談窓口	電話 078-362-3439 (専用) FAX 078-362-3913 kenkouzoushinka@pref.hyogo.lg.jp
奈良県	奈良県旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 0742-27-8643 (専用) FAX 0742-27-8643 kenkou@office.pref.nara.lg.jp
和歌山県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 073-441-2642 (健康増進課)のほかに県保健所 FAX 073-428-2325 e0412001@pref.wakayama.lg.jp
鳥取県	旧優生保護法下で不妊手術を受けた方等の相談窓口	電話 0857-26-7158 (福祉保健課)のほかに県内総合事務所 FAX 0857-26-8116 (福祉保健課)のほかに県内総合事務所 yuuseisoudan@pref.tottori.lg.jp
島根県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 0120-012974 (専用)、0852-22-6625 (専用) FAX 0852-22-6328 yuuseisoudan@pref.shimane.lg.jp
岡山県	旧優生保護法相談窓口	電話 086-226-7870 (専用) FAX 086-226-7871 yuuseihogo@pref.okayama.lg.jp
広島県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 082-227-1040 (専用) FAX 082-502-3674 fukosodate@pref.hiroshima.lg.jp
山口県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 083-933-2946 (専用) FAX 083-933-2759 a13300@pref.yamaguchi.lg.jp
徳島県	旧優生保護法一時金支給に関する受付・相談窓口	電話 088-621-2300 (専用)のほかに県保健所 FAX 088-621-2841 kenkoudukurika@pref.tokushima.jp
香川県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 087-832-3900 (専用) FAX 087-806-0207 kosodate@pref.kagawa.lg.jp
愛媛県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 089-912-2405 (健康増進課)のほかに県保健所 FAX 089-912-2399 (健康増進課)のほかに県保健所 healthpro@pref.ehime.lg.jp
高知県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 088-823-9727 (専用) FAX 088-873-9941 yuuseihogo@ken.pref.kochi.lg.jp
福岡県	旧優生保護法一時金支給受付・相談窓口	電話 092-632-5175 (専用) FAX 092-643-3271 kenko@pref.fukuoka.lg.jp
佐賀県	旧優生保護法一時金請求相談窓口	電話 0120-525-856 (専用) FAX 0952-25-7300 kodomo-katei@pref.saga.lg.jp
長崎県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 095-895-2446 (専用) FAX 095-825-6470 s04820@pref.nagasaki.lg.jp
熊本県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 096-333-2352 (専用) FAX 096-383-1427 yuusei@pref.kumamoto.lg.jp
大分県	旧優生保護法相談窓口	電話 097-506-2760 (専用) FAX 097-506-1735 sodan12210@pref.oita.jp
宮崎県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 0985-26-0210 (専用) FAX 0985-26-7336 kenkozoshin@pref.miyazaki.lg.jp
鹿児島県	鹿児島県旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 099-286-3374 (専用) FAX 099-286-5560 ichijikin@pref.kagoshima.lg.jp
沖縄県	保健医療部地域保健課母子保健班	電話 098-866-2215 FAX 098-866-2241 aa090701@pref.okinawa.lg.jp



くわしくは厚生労働省のホームページや各都道府県のホームページなどをみてください。

厚生労働省のホームページ

旧優生保護法による優生手術等を受けた方へ

https://www.mhlw.go.jp/stf/kyuuyuseiichijikin_04351.html

